

# 公益社団法人 日本青年会議所

## 機関誌・紙製作 管理・運営事業規則

### 第2章 運営

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、定款第82条第1号に基づき、公益社団法人日本青年会議所機関誌・紙製作特別会計（以下「本事業」という）の管理・運営に関する基準を定め、もって本事業の処理の円滑化を図ることを目的とする。

(財源)

**第2条** 本事業は、次の各号に定める財源をもって構成する。

- (1) 機関誌・紙購読料収入
- (2) 広告料収入
- (3) 一般会計繰入金収入
- (4) 雑収入

(安全性の原則)

**第3条** 本事業の運営にあたっては、常に安全性を考慮して運営を行うものとし、投機的な運営を行ってはならない。

(支出の原則)

**第4条** 本事業は、次の各号に定めるものに限り、支出することができる。

- (1) 機関誌・紙の製作することを目的とした費用
- (2) その他、前各号に付帯又は関連する事業

(総括責任者)

**第5条** 公益社団法人日本青年会議所会頭（以下「会頭」という）を、本事業の運営についての総括責任者とする。

(財務運営会議の職務)

**第6条** 財務運営会議（以下「運営会議」という）は本事業につき、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会頭の指示に従い、本事業の運営を行うこと
- (2) 会頭から諮問を受けた事項につき、会頭に対し、答申を行うこと
- (3) 前各号に定めるもののほか、本事業の処理等に関する一切の事項につき、会頭に対し、上申を行うこと。会頭は、本事業の管理につき、運営会議より答申又は上申を受けたと刺立、ただちにその答申又は上申に従い本事業を管理するものとする。

(管理)

**第7条** 会頭は、本事業の管理につき、運営会議より答申又は上申を受けたときは、ただちにその答申又は上申に従い本事業を管理するものとする。

(支出)

**第8条** 会頭は、本事業の支出につき、運営会議より答申又は上申を受けたときは、理事会の承認を得たうえ、本事業から支出するとともに、その支出を総会に報告しなければならない。

### 第3章 会計

(会計の名称)

**第9条** 本事業に関する名称を、機関誌・紙製作とする。  
(会計期間、運用期間)

**第10条** 本事業の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

2 本事業の運用期間は2会計年度以上に及ぶことを妨げない。

### 第4章 補則

(細則の制定)

**第11条** 理事会は、運営会議の意見に基づき、この規則を実施するため、細則を定めることができる。

(規則、規程の準用)

**第12条** 本事業の処理に関して、本規則に定めのない事項については、公益社団法人日本青年会議所諸規則及び諸規程を準用する。

附則

この規則の変更規定は平成22年7月1日から施行する。

平成16年10月 1日 制定

平成20年10月10日 改正